

2歳児クラス及び満3歳児クラス保護者のみなさまへ

瑞穂町私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金について

この補助金は、私立幼稚園等に在籍する幼児の保護者の経済的な負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図ることを目的としています。

瑞穂町の住民基本台帳に登録されている方で、町が保育の必要性があると確認した第2子以降の2歳児及び満3歳児の園児の保護者を対象に行うもので、納入した預かり保育料の一部が補助されるものです。

【補助対象経費及び補助基準額】

対象児童	預かり保育料	
	預かり保育事業の利用料	幼稚園型一時預かり事業の利用料
保育の必要がある第2子以降の満3歳児	「補助単価(日額)450円」× 「預かり保育の利用日数」	預かり保育事業が十分でない場合等は、幼稚園型一時預かり事業の利用料を預かり保育料の「補助単価(月額)16,300円」を上限として、加算可能
幼稚園型一時預かり事業の幼稚園型Ⅱを実施する私立幼稚園又は私立の特定教育・保育施設に受け入れられている、保育の必要がある第2子以降の2歳児		補助単価(月額)42,000円

※補助基準額と実際に施設に支払った預かり保育料を比べ、低い金額が補助額となります。

※第2子、第3子以降とは、保護者と生計を一にする兄又は姉(第2子の場合は、1人、3子以降の場合は、2人以上)がいる場合の幼児です。

○補助金の振込時期

補助金(4月から8月分(前期分)は、令和7年9月中旬から10月下旬に指定口座へ振込を予定しています。

補助金(9月から3月分(後期分)は、令和8年5月中旬から下旬に指定口座へ振込を予定しています。

○瑞穂町私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付申請書兼請求書の書き方について

ア. 在園児1人につき1枚記入してください。

イ. 世帯状況は園児と生計を一にする方全員記入してください。

ウ. 金融機関名等については、記入漏れや合併に伴い支店名、支店番号等が変更になっている場合もありますので間違いないよう記入してください。また、振込名義人については、保護者口座を記入してください。

エ. 印は朱肉を使うもの(認印)を使用してください。シャチハタは不可です。

オ. 繰柄は園児から見た時の関係を記入してください。

カ. 保育の必要性を証明する書類(就労証明書等)を添付してください。

○ 申請書の提出先 〒190-1292 瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地 瑞穂町福祉部子育て応援課保育・幼稚園係

※郵送又はご持参ください。

○ 提出締切日

*問い合わせ先

瑞穂町 福祉部 子育て応援課 保育・幼稚園係 電話 042-557-8658(直通)

記入例

瑞穂町私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付申請書兼請求書

ふりがな	みずほ さぶろう	申請日	令和7年 6月 1日	年齢 (令和7年4月1日現在)
園児氏名	瑞穂 三郎 (性別 男)	生年月日	令和5年 3月 10日生	2歳
※ 令和7年4月以降に入園した場合は、記入してください。		・ 年 月入園		園児と生計を一にする方全員を記入してください(単身赴任等で住居が別であるが、経済的に生活を一にしている方及び父母以外の扶養義務者も記入してください。)。
瑞穂町長 あて 上記の園児について ・ 瑞穂町私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金を申請する。 ・ 上記補助金は、下記の振込口座に振り込んでください。				

氏名	続柄	生年月日	齢	勤務先又は学校名・学年	氏名	続柄	生年月日	年齢	勤務先又は学校名・学年
瑞穂 太郎	父	S61. 6. 12	38	○○会社	瑞穂 三郎	本人	R5. 3. 10	2	○幼稚園
瑞穂 華子	母	S62. 7. 17	37						
瑞穂 一郎	兄	H28. 8. 22	8	○小学校3年					
瑞穂 二郎	兄	R1. 6. 10	5	○幼稚園年長					

補助金の交付に当たって、以下の事項について承諾します。

- 世帯に係る町民税課税状況について公簿で確認すること。

申請者氏名（保護者） 瑞穂 太郎 印

住 所	郵便番号（190-1221） 瑞穂町大字箱根ヶ崎××××			該当する方にチェックして下さい。 なお、満3歳未満までは一時預かり（幼稚園型Ⅱ）を利用し、満3歳児からは預かり保育を利用する場合は、両方にチェックしてください。							
口座名義人	フリガナ	ミズホ タロウ		電話番号	000-0000-0000						
	氏名	瑞穂 太郎									
振込先金融機関	役場	銀行・信託 業 信用組合	子育て 支店	預金種別	普通	・	当座				
				口座番号	1	2	3	4	5	6	7

該当する項目に☑の上、保育の必要性を証明する書類と合わせて提出してください。

- 保育の必要性があり、一時預かり（幼稚園型Ⅱ）を利用する第2子以降の2歳児に該当
- 保育の必要性があり、預かり保育を利用する第2子以降の満3歳児に該当

申請期間： 令和7年 4月 1日 ～ 令和8年 3月 31日

※対象期間は、保育の必要性を証明する書類で確認できる期間となります。（最長、申請する年度の3月31日まで。）

※保育を必要とする事由がなくなった場合や、保育を必要とする事由に変更があった場合など、家庭状況に変更が生じたときは、速やかにその旨を子育て応援課保育・幼稚園係に報告してください。